

【イギリス】2016年都市及び地方権限委譲法

海外立法情報課 田村 祐子

* 2016年1月28日、政府からイングランドの自治体への権限委譲を目的とし、複数の地方自治体で構成される「合同行政機構」が所管する分野の制限を撤廃する「2016年都市及び地方権限委譲法」が成立した。

1 イングランドにおける地方自治体への権限委譲と合同行政機構

イギリスにおける中央政府と地方自治体の関係を見ると、イングランドでは、他の地域と比較すると高い中央集権制がこれまで残存していたと言われている（注1）。イングランドにおける都市中心の自治体間連携の仕組みである合同行政機構（Combined Authority）は、労働党ブレア政権時代の「大都市圏都市構想」（注2）を基にしており、現在では、政府が推進するイングランドの地方への権限委譲の受け皿となっている。当初の大都市圏都市は、意思決定する単位として市町村レベルでは小さすぎる交通や経済開発などの主要な分野について、権限と財源を委譲することで、当該圏域全体の経済活動をけん引していく役割を果たすことが期待されていた。また、大都市圏は経済活動の圏域というだけではなく、当該圏域における一つの行政主体の形成を目標としていた。

合同行政機構は、大都市圏都市構想を継承するものであり、「2009年地域民主主義、経済開発及び建築法（Local Democracy, Economic Development and Construction Act 2009 c.20、以下「2009年法」）」の制定によって、初めて法的地位を与えられた。2009年法に基づき、2010年11月「グレーター・マンチェスター合同行政機構（Greater Manchester Combined Authority : GMCA）」が設置されて以降、これまでに合同行政機構は7つの大都市圏域に設置されている。

2015年5月28日、上院に提出された都市及び地方権限委譲法案は、同年5月の総選挙時の保守党マニフェストに掲げられた「地方経済活性化のための権限と予算の委譲」（注3）を実現するものである。同法案は、12月7日に下院を通過し、2016年1月28日、女王の裁可を受け、「2016年都市及び地方権限委譲法（Cities and Local Government Devolution Act 2016 c.1）」（注4）として制定された。

2 2016年都市及び地方権限委譲法の主な規定

2016年都市及び地方権限委譲法（以下「2016年法」）は、政府からイングランドの各地方への権限委譲を目的とし、全26か条及び5つの附表で構成される。同法の大部分は、2009年法を改正するものであり、合同行政機構の定義、首長の権限及び合同行政機構の機能について規定している。以下、同法の主な規定を、2009年法の内容と比較しつつ紹介する。

(1) 合同行政機構の定義（第1条、第12条、附表3）

2016年法は、合同行政機構の定義を簡素化し、①構成地域である2つ又はそれ以上の全

ての自治体がイングランドに位置すること、②他の合同行政機構、経済繁栄委員会（Economic Prosperity Boards）（注5）、統合交通地域（Integrated Transport Area）（注6）のいずれにも属していないことの2つの要件を満たすことと規定した。

また、説明責任に関する条項が加わり、第1条において国務大臣は合同行政機構の合意内容や財源等についての年次報告書を議会に提出しなければならないと規定された。さらに附表3において合同行政機構は、合同行政機構の決定や行動を評価する政策評価委員会（Overview and Scrutiny Committee）の設置を義務付けられた。合同行政機構の首長（後述）が設置されている場合には、政策評価委員会は、首長の決定や行動の評価も行うことと規定された。

（2）合同行政機構の首長の権限（第2条～第5条）

国務大臣は、国務大臣が2016年法に基づいて制定する委任立法によって、合同行政機構の管轄地域を単位とする首長（mayor）を設置することができることと規定された。合同行政機構の首長は、直接選挙で選ばれ、任期は4年となる。首長の権限は、委任立法によって定められる。その中には、首長に与えられた権限行使のために必要な資金を調達する場合に限って、課税権を持つことも含まれると規定された。

（3）合同行政機構の機能（第6条）

2009年法は、合同行政機構の機能を経済開発や再開発、交通の分野に限定していた。これに対して、2016年法は、この制約を取り除き、それら以外の分野でも合同行政機構に政府の機能を委譲することを可能にした。具体的に政府のどの機能を合同行政機構に委譲するかについては、2016年法では規定されておらず、個別のケースに応じ、委任立法によって定められる。2014年以降、医療、介護サービスに係る権限委譲に関して政府と合意を交わしたGMCAを筆頭に、合同行政機構の大半が政府との間で分権に関わる合意を既に交わしており、2016年法の制定によって、これらの合意の内容を実行することが可能となった。

注（インターネット情報は2016年12月13日現在である。）

- (1) 田中嘉彦「イギリス—非対称な権限委譲—」『21世紀の地方分権：道州制論議に向けて：総合調査報告書』2014.3, p.97. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8434100_po_20130307.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>
- (2) 中心的な都市とその都市に労働力とサービスの利用者を供給している周辺地域を「大都市圏」とみなし、都市を中心とした自治体の行政区域を超える地域において、自治体間の連携を図る構想。内貴滋「地方自治を考える—最近の英国地方分権改革と地方創生で思うこと—」『地方自治』第809号, 2015.4.5, p.28.
- (3) The Conservative Party Manifesto 2015, 2015, p.13. <<https://s3-eu-west-1.amazonaws.com/manifesto2015/ConservativeManifesto2015.pdf>>
- (4) Cities and Local Government Devolution Act 2016, c.1. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/1/contents>>
- (5) 2つ以上の自治体で構成される、地域の経済開発や再開発に関する権限を持つ法定組織。
- (6) 2008年地方交通法（Local Transport Act 2008, c.26）に基づき、統合交通機構（Integrated Transport Authority）の管轄となっている地域。